

農業委員会法第7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和8年度調布市農業委員会活動指針

令和8年3月19日

調布市農業委員会

地域農業者の代表、地域の世話役として「行動する農業委員」を目標に、以下の視点にたって標記指針を定め、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

I 基本方針

調布市の農業は、市民が望む新鮮で安全・安心な野菜や果実、花きなどを提供することを主な目的としている。地方に比し経営面積は小さいが多くの品目を生産するという、調布の特性を活かした農業経営が幅広く展開され、生産面での様々なチャレンジを行うなど、農業の活性化に向けた積極的な取組を行っている。

また、農地は、市民に作物を提供するだけでなく、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれると同時に、防災面では災害時の一時的な集合場所として安全確保に貢献する役割を担うほか、環境学習や食育教育、伝統文化の継承など多面的な機能も併せ持っている。

平成29年には「都市緑地法」の一部改正により緑地の定義に農地が含まれることになり、都市計画運用指針では「都市農地」は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけが転換された。

また、生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が平成30年4月に施行され、市では令和2年4月から特定生産緑地制度移行への申請受付を開始し、農業委員会も手続きに関する説明や農地の見回り等に注力した。

一方、都市における農業の重要性がますます増大する中、農業従事者の高齢化や後継者問題、相続税支払いに伴う農地売却による耕作面積の縮小など、農業を巡る環境は厳しいものとなっている。そのほか、都市化の進展に伴う近隣地への農薬の飛散、環境負荷に配慮した有機肥料使用に係る臭気等に配慮を求められている。

このような情勢を受けて、令和8年度の農業委員会活動については、令和8年2月24日付け一般社団法人東京都農業会議令和8年度農業委員会

活動の積極的推進に関する決議～明日の農業をひらく農業委員会活動と農地の保全・利活用に向けて～に準拠し，農業委員会に期待される役割を果たすべく，令和８年度の農業委員会活動を展開する。

Ⅱ 活動計画等

1 会議の開催

農業委員会法第６条に規定する所掌事務を円滑に行うため，総会等を開催するとともに，役員会や部会等を設置して組織的に活動する。

(1) 総会

農業委員会法第６条に規定する所掌事務を円滑に行うため，毎月総会を開催する。

(2) 役員会

会長，会長職務代理者，各部会（農業経営部会，土地利用部会）の長をもって毎月役員会を開催する。

(3) 部会等

委員会活動を円滑に推進するために次の部会を置き，必要に応じて会議を開催するとともに，各種活動を担当する。

ア 農業経営部会

- ・認定農業者育成や農業経営の指導等に関すること
- ・農業委員研修会の企画，実施に関すること
- ・情報活動の推進に関すること
- ・農業経営者クラブへの支援や連携に関すること

イ 土地利用部会

- ・農地利用状況調査（農地パトロール）に関すること
- ・農地の適正管理に係る働きかけや指導に関すること
- ・農地の保全及び有効利用の促進等に向けた取組に関すること

2 各種活動

(1) 活動の重点項目

今年度は，以下の項目を重点に活動を推進する。

ア 農業委員同士が日頃から懇親を深め，連携を密にすることで，さまざまなノウハウ等も共有しながら生産緑地等の適正な肥培管理に向けてチームワーク強化を図る。

イ 東京都農業委員・農業者大会をはじめ，行事や視察研修等へ

積極的に参加し，他区市町村農業委員会・関係機関との連携及び必要な知識のアップデートに努める。

ウ 農地所有者には農地法に基づき農地を適切に管理・利用する義務があることを踏まえ，農地の管理に関する困り事の相談窓口となり，農地所有者に寄り添いながら適正管理に向けて取り組む。

エ 農業委員の日々の活動を活動記録カードに月 6 枚以上記入し，活動の記録化を徹底する。また，従前の方法に限らず，スマートフォンを活用した手軽で利便性の高い記録方法も検討する。

オ 視察研修や顕彰受賞者祝賀会を合同で開催するなど，引き続き農業経営者クラブと連携した取組を行う。

カ 「農業委員会だより」の内容の充実を図り，農地管理の必要性や次世代へ農地をつなぐための家族での話し合いを進める大切さなどの情報発信活動の推進に努める。

キ 調布市農業まつりへの出展並びに調布市農業まつり実行委員会に参画し，地域住民が地域農業への理解を深め，地域農業のサポーターとなってもらうための活動に取り組む。

(2) 農地等の利用の最適化を推進する活動

農業委員会法に位置づけられている「農地等の利用の最適化を推進する活動」を踏まえ，以下の取組を中心に農業委員による地域活動を進める。

ア 日常の活動や農地利用状況調査（農地パトロール）の機会を通じて，農地の状況や農地所有者の意向等を把握しながら地域の実情にあわせた働きかけや指導を行う。

イ 農業経営に意欲ある農業者が所有する市街化区域農地について，生産緑地の追加指定並びに特定生産緑地への移行を促進する。

ウ 生産緑地制度や相続税納税猶予制度など都市農地を守る制度のほか，営農可能な農業者への貸借を促進するため，農地をめぐる法律・制度について理解を深め，広く周知を図る。

エ 農地の貸し手，借り手の意向を把握できた場合には，マインズ農業協同組合へ橋渡しをするなど農地の保全及び有効利用の調整役となる。

(3) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

上記(2)の取組を通し，引き続き，遊休農地の発生防止に取り組む。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は，遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については，「農業委員会による

最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年1月)	127.4ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和7年1月)	127.4ha	0ha	0%
目 標 (令和10年1月)	127.4ha	0ha	0%

※管内の農地面積の現状は、令和4年度固定資産概要調書より

3 関係機関・団体との連携

一般社団法人東京都農業会議をはじめ、国，東京都，調布市，他区市町村農業委員会，マインズ農業協同組合，調布市都市農政推進協議会，市内各農業関係団体と連携・協働し活動する。